

重大事故施設の猶予拡大

規制委方針再稼働のハードル低く

原子力規制委員会は13日、原発の新規制基準の施行から5年（2018年7月）までに設置しなければならぬ

いとされた「特定重大事故等対処施設」について、猶予期間をさらに拡大する方針を決定しました。規則を変更する案について、規制委は同日から1カ月間、一般から意見を募集します。原発再稼働の前提とされる審査で、18年7月以降も同施設の設置が義務づけられなくなれば、再稼働のハードルは下がることとなります。

内容を示した「工事計画」が認可された時点で5年と変更するとしています。

定重大事故等対処施設の設置を20年3月まで猶予されます。これまでに工事計画が認可された原発は、川内原発1、2号機と、関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）だけです。

同施設は、航空機によるテロ攻撃などで原発の中央制御室が使用できなくなった場合に備える「第2制御室」や、加圧水型と呼ばれるタイプの原発では格納容器の破損防止のため圧力を外部へ逃すフィルター付きベント（排気）も含まれます。

この場合、今年3月に工事計画が認可された再稼働した九州電力川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）は、特定重大事故等対処施設の完成や検査を終えることが見込まないからだと説明。そのため、新規制基準の施行から5年だった設置の猶予期間を、各設備や機器の詳しい設計

同施設は、航空機によるテロ攻撃などで原発の中央制御室が使用できなくなった場合に備える「第2制御室」や、加圧水型と呼ばれるタイプの原発では格納容器の破損防止のため圧力を外部へ逃すフィルター付きベント（排気）も含まれます。

この場合、今年3月に工事計画が認可された再稼働した九州電力川内原発1号機（鹿児島県薩摩川内市）は、特定重大事故等対処施設の完成や検査を終えることが見込まないからだと説明。そのため、新規制基準の施行から5年だった設置の猶予期間を、各設備や機器の詳しい設計